

石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査業務
受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査業務

(2) 目的

本県では、県内で広域的なデータ連携基盤を構築し、データの流通・連携を促進することで、県民の生活利便性が向上するサービスの創出につなげることを目指している。

本要領は、広域データ連携基盤構築の実現に向け、調査や計画の策定を行う受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

(3) 業務内容

ア 石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査

イ 報告書の作成

ウ 上記業務に付随する業務

エ 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

オ 予算額

6,000千円

予算額には消費税のほか本業務に必要な一切の経費を含む。

2. 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本プロポーザルに係る書面審査の実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4) 参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る提案書の審査実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

3. 本プロポーザルの手続きに関する事項

(1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する資料

- (ア) 石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査業務受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 委託仕様書
- (ウ) 参加申込書（様式1、2）
- (エ) 提案書（様式3、4（添付書類、様式自由））
- (オ) 質問書（様式5）
- (カ) 辞退届（様式6）
- (キ) その他参考資料

イ 配布する期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月6日（金）まで

ウ 配布する方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/20221223_proposal.html

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

令和4年12月23日（金）から令和5年1月4日（水）午後5時までに石川県総務部デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

電子メールにより回答する。

なお、質問及び回答の内容を、令和4年12月23日（金）から令和5年1月10日（火）午後5時までの間、以下の石川県ホームページに掲載する。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/20221223_proposal.html

4. 参加の申込みに関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、本要領に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(1) 参加申込書

参加申込書（様式1、2）に必要な事項を記載して提出すること。

(2) 参加申込書に添付する書類

参加資格要件としている業務実績等が確認できる書類（委託契約書の写し等）を添付すること。

(3) 受付期間

令和4年12月23日（金）から令和5年1月6日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

電子メール（提出期限内必着とする。）により提出すること。

(5) 提出先メールアドレス

e120300@pref.ishikawa.lg.jp

(6) その他

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に定める辞退届（様式6）を速やかに提出すること。

5. 提案書等の提出に関する事項

本プロポーザルに参加する者は、本要領に定める以下の提案書及び見積書を提出期限までに提出すること。

(1) 提案書

提案書は、以下の内容で電子メールにより提出すること。

様式	内容
様式3	提案書表紙
自由	提案書 (様式4に記載の事項を含むこと)

(2) 提案を求める事項

以下の内容について提案すること。

ア 仕様書の業務内容に沿った提案（仕様書記載の業務を進めるにあたっての進め方、データ連携基盤の要件やコスト試算等に必要となる基本情報のリサーチ方法、想定される論点とアウトプット項目と例など）。

イ 本業務の実施体制（本業務に従事する者について、専任者、兼任者の区別や役割分担、実績やスキルについて記載すること。）

ウ 本業務類似の業務実績（本県へ提案者の業務実績として説明可能なもの。その際、その実績を手掛けた時の実施体制、役割分担（本業務に携わる者の当時の役割を含む）や予算規模、成果・効果等を記載すること。）。

※実績があれば記載

(3) 見積書

本業務（提案した内容を含む。）に要する費用の見積書（積算内訳を含む。様式は任意）を提出すること。

(4) 提案書及び見積書の提出期限

電子メール（提出期限内必着とする。）により提出すること。

(5) 提出先メールアドレス

e120300@pref.ishikawa.lg.jp

(6) その他

ア 提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

6. プロポーザルの審査

本プロポーザルの審査にあたっては、石川県広域データ連携基盤（仮称）構築に係る調査業務プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書及び提案書の内容について審査を行い、最も優れた者を受託候補者として選定する。

(1) 審査基準

審査事項	提案を求める事項	評価する主な内容
提案内容	仕様書の業務内容について	・委託事業の趣旨・目的に沿った提案となっているか
	実施体制について	・配置される職員の能力や人数に不足はないか。

(2) 審査にあたって評価する事項

本プロポーザルの審査にあたっては、

- ・どのような企画を提案できる能力があるか。
- ・業務にあたって、具体的にどのような提案を行うことができるか。
- ・どのような組織体制で業務に臨めるか。

などを参加申込書及び提案書の内容から評価するものとする。

7. 選定結果の通知

選定結果は、提案に参加した者に対し、書面により通知する。

(1) 通知予定時期

令和5年1月中旬

(2) 非選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（石川県の休日を定める条例第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

8. 契約手続きに関する事項

契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

(1) 契約締結予定時期

令和5年1月中旬

9. その他

- (1) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 参加申込書や提案書及び契約手続きにおいて、使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。
- (3) 参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
- (5) 参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

10. 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課デジタル推進グループ

電話番号 076-225-1243

電子メール e120300a@pref.ishikawa.lg.jp